

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 お茶の水女子大学

国立大学法人お茶の水女子大学では国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、同年4月1日に国立大学法人お茶の水女子大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

[1] 目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、貨物車以外100%の調達実績となった。

[2] 調達目標を達成できなかった場合の理由等

適合する貨物車の調達が出来なかったため。

[3] 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達はできなかった。

（2）特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、エコリーフ、エコマーク等の認定を受けている製品や、OA機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用している製品を調達するよう配慮した。

（3）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

受注者に対して、自ら環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

また文具等の納品のため持参したダンボール箱を持ち帰り、再利用を促すなど、環境負荷低減への取り組みを働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

令和5年度の調達実績においては当初の年度調達目標を達成しているが、判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達において、より一層の努力が必要と認められる。令和5年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、環境への負担の少ない物品等の調達に努めることとする。